

# 名古屋市屋外分煙施設設置費用 助成事業のご案内（２年度）



## 目的

屋外分煙施設の設置に対し助成を行い、屋外の分煙対策を推進することで、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市民の健康で快適な生活の維持向上を図ります。

## 対象者

名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する事業者又は団体

## 対象経費

- パーティション、コンテナの購入、設置等の経費
- 灰皿、防犯カメラ等附属物の購入、設置等の経費
- 清掃中であることを示す看板、ごみ箱等備品の購入経費

## 助成率等

- 助成率：10/10
- 限度額：300万円
- ※予算の範囲内での助成となります。

### ◆ 設置イメージ ※パーティション型



## スケジュール (予定)

11月13日まで	申請希望についてエントリー票を市役所健康増進課へ提出
11月中旬	助成対象者の決定、通知
11月上旬以降	助成金交付申請書を市役所健康増進課へ提出
	助成金交付決定
	屋外分煙施設設置工事着手、完了
	実績報告書を市役所健康増進課へ提出
	助成金の交付

対象となる  
屋外分煙施設  
の基準等

- 設置場所が名古屋市内である
- パーティション型、コンテナ型において所定の要件を満たしている
  - <パーティション型>
    - ・壁の高さが一定程度（2.5～3m程度）ある
    - ・出入口に方向転換のためのクランクがある（2回以上のものが望ましい）
    - ・四方の壁の下部に給気用の隙間（10cm程度）がある
    - ・天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面がある
  - <コンテナ型>
    - ・排気口が天井近くの高い位置であり、人通りの少ない場所に向いている
    - ・給気口が排気口の反対側に設置されている
- 手引きを参考に受動喫煙対策のための措置を講じている
- 喫煙可能場所であること及び20歳未満の者が立入り禁止であることが分かる表示をしている
- 法令等（建築基準法等）で規定する基準を満たしている

助成の  
条件

- 供用開始後、5年間は運用しなければなりません。
- 20歳未満の方は立入り禁止にしなければなりません。
- 一般に開放し、無料で利用できるようにしなければなりません。
- 概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営しなければなりません。
- 名古屋市公式ウェブサイト等で周知いたします。
- ポスターの掲示等市の事業への協力をお願いします。
- 清掃等を行い清潔な環境を保つようにしてください。
- 利用方法を掲示して遵守させるようにする等望まない受動喫煙の防止のために適切な管理をしてください。
- 公序良俗に反しないよう運営してください。
- 苦情等については、自ら責任を持って対応してください。

その他

- 申請にあたっては「名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業の手引き」を必ずよくお読みください。
- 事業についてご不明な点等がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課 972-4058